

重要事項説明書

(介護予防認知症対応型通所介護サービス)

あなたに対する介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第36号第11条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	わかばデイサービス2
事業所の所在地	静岡県静岡市葵区古庄5-3-1
電話番号	054-655-1753
ファクシミリ番号	054-655-1763

2 ご利用事業所であわせて実施する事業

介護保険法令に基づき静岡市長から指定を受けている事業所名称	各事業所につき介護保険法令に基づき静岡市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
わかばケアサポートセンター2	居宅介護支援
わかばケアサポートセンター3	居宅介護支援

3 事業の目的と運営方針

1. 事業の目的

要支援状態の高齢者に対し、適正な介護予防認知症対応型通所介護を提供する。

2. 運営の方針

認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員の職種	員数	勤務の体制	業 務 内 容
管理者	1人	常勤兼務	職員等の管理及び業務の管理。
生活相談員	1人以上	常勤専従1名 常勤兼務又は 非常勤兼務1 名以上	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
介護職員	5人以上	常勤兼務 1名以上	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
看護職員	1人以上	非常勤兼務 1名以上	健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
機能訓練指導員	1人以上	常勤兼務又は 非常勤兼 務1名以上	利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な機能訓練等を行なう。

5 同センターの設備の概要

定員	60名 (月、火、水、木 金、土)	静養室	2室
		相談室	2室
		事務室	1室
食堂及び機能訓練室	2室	送迎車	8台
浴室	一般浴室		

6 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日。但し12月30日から1月3日を除く。

営業時間 介護予防認知症対応型通所介護 … 午前9時45分～午後4時15分
但し、利用者より曜日・時間延長の希望等、延長の必要性があった場合にはこの限りではない。

7 欠席の連絡

利用者の体調や御都合等により利用のキャンセルをする場合は、分かり次第、早めに御連絡下さい。遅くとも、利用当日の朝までにお問い合わせいたします。

8 サービスの概要

- (ア)送迎 障害の程度又は地理的条件等により送迎を必要とする利用者について専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。
- (イ)食事 食事の準備、片付け、食事摂取の介助やその他必要な食事の介助を行う。
- (ウ)入浴 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。また、衣類着脱や身体の清拭・洗髪・洗身、その他必要な介助を行う。
- (エ)機能訓練 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに心身の活性化を図る為の各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。（日常生活動作に関する訓練・レクリエーション・グループワーク・行事的活動・体操・趣味活動等）
- (オ)生活相談 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

9 料 金

(1) 介護予防認知症対応型通所介護 【介護保険適用一割負担分・一日利用毎】

段階	基本単位	個別機能 訓練加算	入浴介助 加算	サービス 提供体制 加算 (Ⅲ)	合計単位数 *入浴介助加 算(Ⅰ)の 場合	利用者負担額 (1割)
要支援1	760単位/日	27単位	(Ⅰ) 40単位 (Ⅱ) 55単位 * (Ⅰ)、(Ⅱ)と算 定要件によって違 います	18単位	845単位	約872円
要支援2	851単位/日		*入浴を行った場合		936単位	約966円

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の15%加算
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 2.3%加算（令和4年10月から）
- ・科学的介護推進体制加算 1月に付き 40単位
- ・事業所が送迎を行わなかった場合 片道47単位の減算
- ・若年性認知症受入加算 60単位

*介護保険負担、2割、3割の方は、負担割合に応じた額になります。

① 食事代 1日あたり 700円

*デイサービスをお休みする場合は、当日午前8時30分までにご連絡下さい。

それ以降は、キャンセルできない為、食事代を請求させていただきます。

② 利用者の希望により法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際の費用は、実費請求させていただきます。

③ 紙パンツ 各1枚 100円 ・ 紙パット 各1枚 80円

④ その他必要な費用 作品づくり材料 必要に応じて実費

10 情報開示

必要に応じ、診療情報提供書・医師意見書等を提出して頂く場合があります。その際は居宅サービス契約書に準じ、プライバシーを保護致します。

11 第三者評価の実施について

介護サービス情報公表システムにおいて情報提供している為、現在は執り行っておりません。

12 苦情申立窓口

わかば デイサービス2	受付時間 平日 午前9時～午後5時 電話 054-655-1753 所在地 静岡市葵区古庄5-3-1 わかばデイサービス2内
静岡市介護保険課	受付時間 平日 午前9時～午後5時 電話 054-221-1088 所在地 静岡市葵区追手町5-1
静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	受付時間 平日 午前9時～午後5時 電話 054-253-5590 所在地 静岡市葵区春日2-4-34

13 緊急時の対応方法

介護予防認知症対応型通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、適切な措置をとります。

1 4 非常災害時の対策

介護予防認知症対応型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は、利用者の避難等適切な措置をとります。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

* 古庄地域の避難場所は 静岡農業高等学校 になります。

令和 年 月 日

- (乙) 当事業者は、甲1に対する介護予防認知症対応型通所介護の提供開始に当たり、
甲1
甲2に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 事業者

主たる事務所所在地 静岡市葵区古庄4丁目3番11号

名称 一般社団法人 わかば会
理事長 岩下 收

説明者 所属 相談員
氏名 渡辺 実保 印

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要な事項の説明を受けました。

また、私は事業者が円滑なサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、サービス提供関係者との連絡調整等において、必要最小限度の範囲内で、利用者及び、利用者の家族の知り得た個人情報を提供することに同意します。

(甲1) 利用者 住所

氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名 印